

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 日米沖縄返還協定/VOA存続問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43649

4.1 VOA 中継局の運営の継続に関する交換公文の実施問題

○

○

○

○

無期限

官房総務参事官	条約課長	アメリカ局長
官房書記官	法規課長	参事官
		北米才一課長
		別紙(2枚)

根付に控、
於根付

VOA 交換公文の實施について

47.4.6
米. 北一.

4月6日 郵政省電波監理局法規課
(山口補佐)より、郵政省として須知を
作成し、控之、「VOA 中継局の運営に資する
交換公文」の實施の細目を檢討し、
と前送の上、本記交換公文作成の際
本省と郵政省の分担につき協議し、
その際、念のため、備付の送付状にて
べ、別添ページを送付致す。

交換公文が七項に、
制限ある旨、
我が方にも、
郵政省に
あること、
同省の
課長に

課長
の
確認
が
必要
か
ら
な
い
か
ら
な
い
か
ら
な
い
外
務
省

官房
官房

1. 郵政省が如何なる意図の下に本件確認を
求めているかが必ずしも明らかでないので、先ず
先方の真意を慎重に把握する必要がある。交
換公文に盛り込まれた事項のうち何か郵政
省の持ちべきことと何か外務省の持ちべきこと
かは事柄の性質によりおのずから明らかで
ある等であり、今更確認するという如き問題で
はないのではないかと。 山田

2. 内容的に見ると、郵政省が同省の負担
としている事項の中に交換公文7項に
基づく当局間取極の作成が含まれていない
のが気になる。右作成が郵政省の責任
であることは既に述べた通り明確にして
おく必要がある。

3. なお、交換公文作成の際、外務、郵政
両省間の分担を項目別に協議した経緯がある
とは承知していない。 李相銓
と前送きの上、前記交換公文作成の際

本省と郵政省の分担につき協議した

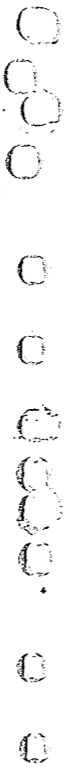
とこの際念のため明確に置きたいこと

へ、別添ページを送付致す。

交換公文7項のうち、取極ある項目は外務省の持ちべきことと見られることについて、同省の認識に

李相銓
外務省

7.12日 郵政省側に申し入れた
が、素直にその旨を伝えずに



掃部

No.

~~別紙~~

「フェイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続に
関する交換公文」の実施に関しては、これまで
貴省と協議を重ねてきたところでありますか

当省は下記のとおり実施いた~~す~~^{すべくあります}
~~中核~~
~~付分の同類を~~お願いいたします
~~記述の方~~

記

交換公文の実施に関し²¹⁵「権限ある当局は」[?]

郵政省とする²¹⁵とともに、~~その他~~については
外務省が²¹⁵あたるものとする。

付付

(1) 郵政省及び外務省は^{も必要ない}~~本件に~~対し相互に協力
するものとする。(215)

(2) 放送時間の延長の承認に~~あつては~~^{当時は、その他}

要する
外務省は郵政省からの~~検討要請~~
は外務省に~~付~~かすは外務省
に~~付~~する。~~付~~ 30x22

No.

~~あつた場合には、すみやかに、これに
応ずる。~~



VOA中継局の運営の継続に関する交換公文の展施のための郵政省・外務省間の分担等について

1. 交換公文第2項(4)のいう「中継局が使用する放送用、無線テレビ用及び連絡用の周波数その他電波の発射の基本的特性」の承認、及び「変更」の承認に関する日本国政府の権限ある当局は郵政省とする。
2. 交換公文第3項にいう日本国政府の権限ある当局は郵政省とする。
3. その他の交換公文に定める事項は外務省事項とする。ただし外務省は
 - (1) 交換公文第2項(4)にいう「臨時に放送時間延長する」場合の承認にあつては技術的可否について郵政省と協議するものとする。

- (2) 交換公文第4項に關し、必要と認める場合には、郵政省に対し、技術的協力を求めるものとする。

秘
無期限

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

VOA 交換公文の實施細目
1. 南才3合意(案)について

47.4.20
米. 北一

4月20日 郵政局 電波監視局 法規課 (山
補佐) より VOA 交換公文の實施細目(案)

細目(案)の南才3合意(案)(別添1)を送付致
し、本局の検討を要望致すと共に

本局より本件合意(案)を貴局に提出す
際、同波数11712 補送通知(別

添2)を本報に同旨申し渡す。

GA-5

4235

別添2は郵政局の電波監視局の法規課の山補佐より送付されたものである。本局の検討を要望致すと共に、本局より本件合意(案)を貴局に提出す際、同波数11712 補送通知(別添2)を本報に同旨申し渡す。

秘
無期限

条約課長
法規課長

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

VOA 交換公文の實施細目
1. 南才3合意(案)について

47.4.20
米. 北一

4月20日 郵政局 電波監視局 法規課 (山
補佐) より VOA 交換公文の實施細目(案)

細目(案)の南才3合意(案)(別添1)を送付致
し、本局の検討を要望致すと共に

本局より本件合意(案)を貴局に提出す
際、同波数11712 補送通知(別

添2)を本報に同旨申し渡す。

GA-5

別添2は郵政局の電波監視局の法規課の山補佐より送付されたものである。本局の検討を要望致すと共に、本局より本件合意(案)を貴局に提出す際、同波数11712 補送通知(別添2)を本報に同旨申し渡す。

極 秘
部の内
号

ワイス・オブ・アメリカ中継局の通信の継続に関する
交換公文の実施のための細目に関する合意(案) (郵政省関係分)

1. (a) 交換公文第2項(4)にいう「中継局が使用する放送用、無線テレビ用及び連絡用の
周波数その他電波の発射の基本的特性に関する事項(①から③までの事項を除く)」に
ついて 付表のとおり承認する。

(b) 付表の基本的特性を変更しようとするときは、使用開始の前7週間までに承

認の申請をしなければならない。ただし、止むを得ない事情により、使用開始の前
7週間までに申請できない場合には、この限りでない。

2. 交換公文第2項⁽⁴⁾ ~~(臨時に放送時間を変更する場合を除く)~~ 及び第3項にいう
日本国政府の権限ある当局は郵政省とし、第3項にいうアメリカ合衆国の
権限ある当局は

いふこととする。
本件、おかし。

交換公文第7項の「権限ある当局」も当該郵政省におかす
権限を引用した件を知らせてあり、2.4 不要に修正を考慮。

付表の内容は
2.4.2.1
内容の修正
の旨 郵政省の意見を
持つこと。

平山 佐藤
郵政省

付表
中波放送

(周波数) (KHz)	(電力) (KW)	運用時間 (G. M. T.)	受信の地帯又は地域 *	送信空中線の特性	
				最大放射の方位角	デシベルで示す空中線利得
/	/	—			
		—			

* 無線通信規則 (ジュネーブ, 1968) 付録オ1号に付属する地図に示すおりの受信地帯をこの欄に記入する。

短波放送

周波数	電力	運用時間	受信の地帯又は地域 *	送信空中線の特性	
				最大放射の方位角	デシベルで示す空中線利得

連絡用、無線テレビ用

周波数	電力	発射の種類	必要周波数帯幅	無線局の種類	送信機の設置場所	通信の相手方

Attached

o Medium Wave Broadcasting

Frequency (kHz)	Power (kW)	Hours of Operation (G. M. T.)	Zones or Areas of Reception *	Transmitting Antenna Characteristics	
				Azimuth of Maximum Radiation	Antenna Gain in db
/	/				

* Indicate in this column the zones of reception as shown in the map annexed to Appendix 1.

o Short Wave Broadcasting

Radio Regulations
(Geneva 1968)

Frequency (kHz)	Power (kW)	Hours of Operation (G. M. T.)	Zones or Areas of Reception *	Transmitting Antenna Characteristics	
				Azimuth of Maximum Radiation	Antenna Gain in db

o Communication, Radioteletype

Frequency (kHz)	Power (kW)	Class of Emission	Necessary Bandwidth (kHz)	Class of Station	Location of installation of transmitter	Locality (ies) or Areas with which communication is established



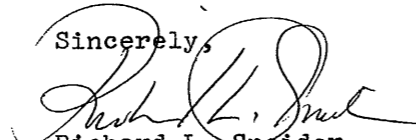
EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
Tokyo, Japan

May 12, 1972

Dear Mr. Yoshino:

With reference to the Agreement between the United States and Japan concerning the continued operation of the Voice of America Relay Station on Okinawa following reversion, the United States requests that the Government of Japan grant for the use of the Relay Station radio frequencies of the characteristics indicated on the attached lists.

Sincerely,


Richard L. Sneider
Minister

Enclosures:

1. Medium Wave Broadcasting
2. Short Wave Broadcasting
3. Communication

Mr. Bunroku Yoshino,
Director-General,
American Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

茂

あ
ら
ま
り



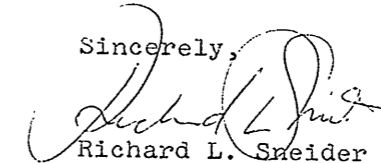
EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
Tokyo, Japan

May 12, 1972

Dear Mr. Fujiki:

With reference to the Agreement between the United States and Japan concerning the continued operation of the Voice of America Relay Station on Okinawa following reversion, the United States requests that the Government of Japan grant for the use of the Relay Station radio frequencies of the characteristics indicated on the attached lists.

Sincerely,


Richard L. Sneider
Minister

Enclosures:

1. Medium Wave Broadcasting
2. Short Wave Broadcasting
3. Communication

Mr. Sakae Fujiki,
Director-General,
Radio Regulatory Bureau,
Ministry of Posts and
Telecommunications.

Attached List of Existing Characteristics
of the VOA Relay Station in Okinawa

Medium Wave Broadcasting

Frequency (kc/s)	Power (kw)	Hours of Operation (G.M.T.)	Zone(s) or Area(s) of Reception (CIRAF)	Characteristics of Transmitting Antenna		Remarks
				Azimuth of Maxi- mum Radiation	Antenna Gain in db	
/	/	11:00- 13:30	43, 44	315°	9	
		13:30- 14:00	44	17°	8.6	
		14:00- 17:00	43, 44	315°	9	

Note: Frequency and power for the medium wave broadcasting are as set forth in paragraph 2 (1) a and b of the Exchange of Notes.

Short Wave Broadcasting

Frequencies (kc/s)	Power (kW)	Hours of Operation (G.M.T.)	Zone(s) or Area(s) of Reception (CIRAF)	Characteristics of Transmitting Antenna		Remarks
				Azimuth of Maximum Radiation	Antenna Gain in db	
6,010	15	11:00 - 16:00	43, 44	352°	9	
7,165	35	11:00 - 17:00	34, 35	10°	17	
7,255	100	10:00 - 17:00	42, 43, 44	328°	14	
9,560	35	21:30 - 22:00	43, 44	352°	19	
9,560	35	22:00 - 01:00	43, 44	308°	13	
11,830	35	22:30 - 23:00	44	352°	19	
11,930	100	22:00 - 01:00	43, 44	328°	19	
15,210	35	11:00 - 16:00	50, 54	217°	20	

Communication

Frequencies	Necessary Band width (kc/s)	Class of Emission	Power (KW)	Class of Station	Location		Remarks
					Transmit	Receive	
14,526 ^{kc}	2	F1	35	FX	A	Outside Japan	radio teletype transmission
21,490	2	F1	15	FX	"	"	"
151.7 ^{Mc}	180	F9	0.25	FX	"	B	Communication
153.3	180	F9	0.25	FX	C	"	"
167.8	180	F3	0.25	FX	B	A	Program relay
166.5	40	F3	0.25/ 0.06	FX,FB/ML	A,C	B	Communication
161.0	180	F3	0.25	FX	B	A	Program relay
163.0	180	F3	0.25	FX	"	"	"
167.5	180	F3	0.25	FX	"	"	"
170.4	180	F3	0.25	FX	"	"	"
173.0	180	F3	0.25	FX	"	"	"
175.0	180	F3	0.25	FX	"	"	"
178.0	180	F9	0.25	FX	"	C	Communication
187.0	180	F9	0.25	FX	A	B	"

Note: A, B and C in "Location" column respectively represent the three facilities set forth in paragraph 1 of the Exchange of Notes.

対米書簡

フェイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続に
関する交換公文の実施に用い 郵政省は
つぎのとおり 提案します。

1. 交換公文第2項(4)にいう「中継局が
使用する放送用、無線テレビ用及び連絡用の
周波数その他電波の発射の基本的特性に
関する事項(1)から(3)までの事項を除く」に
ついて 承認されたものを変更しようとするときは
(一時的な放送時間の変更を除く)
使用開始の日前 7週間までに 郵政省電波
監理局長(周波数課)あて 変更の承認の
申請を しなければ
ならない。ただし 止むを得ない事情により、使
用開始の日前7週間までに申請できない場合には
その旨通報するとともに すみやかに 申請するものと

する。

Mr. Davis

2. 「臨時に放送時間を延長しようとする」場合
(沖縄VCA中継局?)
には、事前に十分余裕を置いて 使用する
基本的特性及び放送内容のあらましを
記載した文書をもって 沖縄郵政管理事務
所長あて承認申請 しなければならない。
(河野346)
KKLに十分な時間的余裕がない場合には
電話による承認申請を行なうとともに事後すみ
やかに上記文書を提出し なければならない。
3. 一時的に放送時間の変更を行なう場合は
2に準ずるものとする。

以上の趣旨を 在米書文 Mr. P. Powell に連絡す
6/14 (4)

6/29 与米外務省との
交渉

秘
無期限

別添
2

アメリカ局長
参事官
北米才一課長
古林 加藤 杉野

VOA交換公文の實施に關する
細目について

47.6.28
米北一

- 6月28日郵政省電波監理局法規課
(山口神佐)より当方に対し、VOA交換
公文の實施に關する細目について、別添
の如き電波監理局長兼アメリカ局長宛
公文を送付したいとせし、当方の了承を
請ふ事と述べた。
- 別添公文案に對する米外務省の
VOA休刊回数減の變更に關して

原則として

米側休刊の7週間前に電波監理局長
宛承認申請を行はざること

の15日前に放送時間の延長又は更
正を行はざる場合、米側休刊前に
の7週間前に

理由を付して電波監理局長
宛承認申請を行はざること

の2週間前、之等の案の1週間前に米側休
刊の旨を通知し、承認を得ること。郵政省は

念のため之を米側との間に「書翰」に
して送付し、必要と認めれば、

米側休刊の措置は、大々的に行はるる
事なき限り、米側休刊の旨を通知し、

米側休刊の旨を郵政省側は discourage
し、米側休刊を促さざる。

3. 郵政省の說明に於ては、近々電波
監理局の人員異動が予想される。

この際、電波の監視に於ける長官を（所長）に
任ぜられ、記録に於ける（主任）の（同局）

幹部の任に要する由である。
このため、前述の電波監視の幹部者

（例）の任に要するにもなるが、長官公選
を以て、送付されることになり、

送付される旨を（同局）に通知する。

なお、郵政省の例に、長官は（送付）に
あらず、所長が（同局）の（同局）

（主任）に任ぜられる。このため、
送付される。

0300
0300
0300

アメリカ局長
参事官
北米才一課

VOA 周波数の IFRB への
通告について

47. 7. 1.
米. 北一.

- (1) 沖縄VOAに通告した交換公文の項目は
米日交渉の一環として国際周波数登録委員
会(IFRB)に於てVOA割当周波数を
通告し、その通告の細目を日本政府に
通報するに相違ない。
- (2) 本件に關しては、去る4月14日 2+1+1
公文より吉野局長宛の書翰(別添1)を
付して 1972年 9-10月号の 2+1+1 通報

GA-5

外務省
4603

2

とし、その後 6月19日付書翰(別
添2)を付して、同日 9-10月号の同波
数に關する通報を行なつた。

(3) 上記の通告の書翰に於て、既に
述べた如く、米側に於いては、
今般 6月30日付 2+1+1 号書翰を

橋本局長宛の書翰(別添3)を
付して、別添2の「9-10月」中「1972年

11月~1973年2月」の範囲にある
その旨に對して、既に述べた。

(4) 以上 御担当者に於いては、今般の通報
付書(各書翰の別添は、その本、同書に
添付する)は、1972年 9-10月号の 2+1+1 通報

GA-6

外務省

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

郵波法第97号
昭和47年7月13日

外務省アメリカ局長 殿

郵政省電波監理



ヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続
に関する交換公文の実施について

標記については、これまで貴省と協議を重ねてきたところ
ありますが、当省はつきのとおり実施いたしたくよろ
しくご配慮をお願いいたします。

記

- 1 交換公文第2項(4)にいう「中継局が使用する放送用、無線テレタイプ用及び連絡用の周波数その他電波の発射の基本的特性に関する事項(1)から(3)までの事項を除く。」について米側は承認されたものを変更しようとするとき(一時的な放送時間の変更を除く。)は、使用開始の日前7週間までに郵政省電波監理局長(周波数課)あて変更の承認の申請を行なうこと。ただし、やむをえない事情により、使用開始の日前7週間までに申請でき

専任
首席事務官
総務
渉外
調査
経理
庶務
秘書
技術
情報
法律
その他



郵 政 省

ない場合にはその旨通報するとともに、すみやかに申請すること。

- 2 「臨時に放送時間を延長しようとする」場合には(沖縄VOA中継局長は)事前に十分余裕をおいて使用する基本的特性および放送時間を延長する理由を記載した書面をもつて、郵政省電波監理局長(沖縄郵政管理事務所長経由)あて承認申請すること。ただし、十分な時間的余裕がない場合には電話等による承認申請を行なうことも事後すみやかに上記書面を提出すること。

- 3 一時的に放送時間の変更を行なう場合は2に準ずること。

郵 政 省

(Powell)
#1011了承持
(社)

内務省
米務局
米務課
米務課長

条約課長
法規課長
報道課長
の

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

安全保障課長

VOA 交換公文の實施に關する相同に付て

47.7.14

米. 7. 1.

本件に關しては郵政省と協定を締めて
奉付に3, 1/2般郵政省より、前回の担当者

と了解に基つて別添1. の公信を
~~奉付に~~送付致し、返答を伺ふ。

(尚、前回の協定に關しては別添2. を
参照ありたい。)

GA-5

4638

外務省

大塚事務官
有地
沼田事務官

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

報道課長
の
条約課長
の
米務課

VOA 交換公文の實施に付て

47.7.19

米. 7. 1. (7. 2.)

7月18日在京米大プロシエ書記官(USIS) 及び郵政省
係官(佐藤 電報管理局同僚教授 澤長補佐) の来訪

と相會。本件に關しては双方の意見、要望等と交換(米. 7. 19.)
の概略を述べた。 (自方より大塚、天江出席。 沼田.)

在京米大ツカチ書記官、郵政省正本事務官 同席。)

1. VOA 交換公文に關して IFBDC (国際同報記者連絡委員会) に
(3.)

訂正 米政府の同報記者の通告業務と日本政府に

訂正 通報業務に關しては、従来の様式に訂正を認めらる。

GA-5

4648

外務省

郵政省より電望が、あつたこと、本報はこれに對して
(後述の種々の通報は在京米より郵政省電報

監理局長宛に書簡を行つたこと。

2. VOA 交換文 2. (4) の「基本的特性」に對する事項の変更

に關し。

(1) 周波数の変更については新規の周波数使用時の7週間

前に日本政府の承認を申請する(米側と日本側との了解) 米大使館に
外務省書簡(母抄)に提出する。本報は本年9月
(別添台基案参照)

に予定されている周波数の変更に關し米側はVOAの通報
を行つてゐる。この點は郵政省より説明された

こと。本報より、在京米に對して9月15日までのVOA
放送の詳細(周波数、時間帯、番組等)に接して

ある。このdraftは郵政省のVOA中継局の入手に
13週間(9月)に於て入手した。是は日本側
(在京米に)

送付する旨の回答が、あつた。(尚7週間)と13週間間は
新規の周波数使用のため(米側)の調整に

必要である。本件に關し、本報より
周波数の季節的変更(特に短波)は季節的

な條件による(毎年4回変更を要する)に關して
7週間前に日本側の通報を要する。實際的

臨時の変更については直前に(米側)に
通報を要する。これは米側の電報の送付に

關して、郵政省は、周波数の変更は承認
を要する。これは非常に稀である。自明のこと。

周波数の変更と通報が、あつた場合のル-トは前記
1. と同じことである。本報は了解。

(2) 時間帯 "BU" の延長に關しては、ル-トに於て
連絡する。

本側. VOA那覇了局 Mr. Bernard Ressler
(Receiving plant supervisor)
Tel: 0989-38.1111 (カフ+ Base Operator)
ext. 43420 また 42249

日本側. 電波監理局 那覇電波監理部長
下地常伸 氏
電話: 那覇 34.2794.

(尚 下地氏に上司に於ては 140電郵政監理
事務所長は 河野 34氏)

様式は 事務の書面によること。望まぬ限り 24時間
不可能な場合は、電話による緊急連絡を要す。

但し 書簡は事後に提出すること。是より本側にて
了承。

(Memo)

VOA 周波数の変更について

47.7.28

双方向の通話あり。

本側。

郵政省電波監理局 (法規課 山口補佐):

VOA交播公文 2(4)により、本側は 1800周波
を含む基本的特性の1101周波の変更について
日本政府の承認を受けなければならぬ。
郵政省は VOA放送のモニタ-を行つた関係上、
上記特性の変更については 7週間前
書面にて許可申請を行つたが、本側は
5月9日付にて 承認
を得ている。

在日米大使館 (コミット):

VOA交播公文により、本側は 日本側から基本的
特性の変更について 同意の承認を得なければ
ならぬ。VOA モニタ-は 1800周波、日本側



EMBASSY OF THE
UNITED STATES OF AMERICA
Tokyo, Japan



July 31, 1972

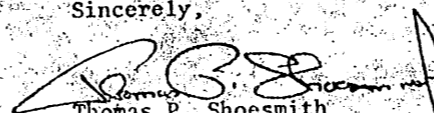


Dear Mr. Fujiki:

With reference to the Agreement between the United States and Japan concerning the continued operation of the Voice of America Relay Station on Okinawa following reversion, the United States requests that the Government of Japan grant for the use of the Relay Station radio frequencies of the characteristics indicated on the attached lists. These frequencies will be used for the fall season beginning September 3 to November 4, 1972.



Sincerely,


Thomas P. Shoesmith
Minister

Enclosures:

1. Medium Wave Broadcasting
2. Short Wave Broadcasting

Mr. Sakao Fujiki,
Director-General
Radio Regulatory Bureau,
Ministry of Posts and
Telecommunications.

Attached List of Existing Characteristics
of the VOA Relay Station in Okinawa

Medium Wave Broadcasting

Frequency (kc/s)	Power (kw)	Hours of Operation (G.M.T.)	Zone(s) or Area(s) of Reception (CIRAF)	Characteristics of Transmitting Antenna Azimuth of Maximum Radiation	Transmitter
1178	1,000	1045-1330 (11:00~15:50)	42, 43, 44	315°	OKI-A
	1,000	1330-1400	44	17°	OKI-A
	1,000	1400-1700	42, 43, 44	315°	OKI-A

Total 624 (15) 15分143

5月24日迄の運用

6/1.24 ~ 6/30

Short Wave Broadcasting

1.0
空路(11)
單位(11)
P-11/11

Frequencies (kc/s)	Power (kw)	Hours of Operation (G.M.T.)	Zone(s) or Area(s) of Reception (CIRAF)	Characteristics of Transmitting Antenna Azimuth of Maximum Radiation	Transmitter
6010	15	1045-1600	44, 45	352°	OKI-3
6075	35	2115-2200	44 *	352°	OKI-2
7165	35	1045-1700	44, 45	10°	OKI-1
7255	100	0945-1700	43, 44	328°	OKI-5
9560	35	2115-2200	44	10°	OKI-1
9560	35	2200-0100	44	308°	OKI-1
11830	35	2215-2300	44	352°	OKI-2
11930	100	2145-0100	43, 44	328°	OKI-5
15210	32	1100-1600	44, 50, 54	217°	OKI-2

35?

8/9. 92.

郵政省電波管理局
周波数課 佐藤 俊彦

VOA中継局の9月期の実施スケジュールに関する7月31日付局長あての手
米国外務省の文書について

1 放送時間について

交換公文2-(1)-Cにより、中波放送の1日当り送信時間
は6時間以内とされているが、標記文書では6時間15分と
なっているため、6時間以内となるよう *Hours of Operation*
を訂正されたい。

なお、交換公文2-(4)により、例外の場合には、日本国
政府の権限のある当局の承認を受けたうえ、上記に定める限度を
こえて臨時に放送時間を延長することができるとあるが、
本件についてはこれに該当しないものである。

2 周波数その他の基本的特性について

(1) 交換公文2-(4)に基づき、5月13日付で日本政府が承
認した事項は、別紙のとおりであるので、標記文書の
*Enclosure 1, 2*の表に *Antenna Gain*の項を追加
記載されたい。

(2) 交換公文2-(2)-aにより、短波放送の送信機は、100,
35, 15, 5キロワットとなっているので、標記文書の
*Enclosure 2*の "*15210 Kc/s 32*" は、35の誤り
と見られるので修正されたい。